

## 三種町結婚新生活支援事業補助金 Q&A

**問 1 三種町外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。**

答 申請時点で、要件を全て満たしていれば対象となります。

**問 2 再婚の場合は対象になりますか。**

答 対象となります。ただし、夫婦のいずれかが過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある場合（他の自治体での補助を含む。）対象外となります。

**問 3 補助上限額に達するまで、複数回申請することはできますか。**

答 上限額に達しない場合であっても、申請は1回限りとなります。

**問 4 三種町に転入したばかりですが、納税（完納）証明書は必要ですか。**

答 令和5年1月1日以降に転入された方は、転入前の市区町村分と三種町分の2通が必要です。

**問 5 引越は宅配便とレンタカーで行いましたが、対象になりますか。**

答 レンタカーの費用は対象になりません。宅配便は「引越」を目的とするプランを利用し、それについて明記された書類を提出できるのみ対象となります。

**問 6 婚姻前から賃借している物件に、婚姻前から同居している場合、補助の対象となりますか。**

答 補助対象となる費用は、原則、婚姻後に生じた費用です。ただし、貸借契約書等の入居者欄に「婚約者」と記載があるなど、婚姻を機に同居していることが確認できる場合のみ、婚姻前に生じた費用から対象となります。

（例①）夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居した場合 賃貸借契約賃貸借契約が変更されているなど、婚姻を機とした同居であることが確認できる場合は、同居日から対象となります。

（例②）婚姻前から同居しており、婚姻後も同じ物件に居住する場合 婚姻日から遡って1年以内に賃貸借契約しており、かつ、婚姻を機とした同居であることが確認できる場合は、同居日から対象となります。

**問 7 夫婦のいずれかの親族（親など）が同居する場合も補助の対象となりますか。**

答 対象となります。ただし、住宅取得や賃借のための契約名義が、夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っているこ

とが必要です。

**問 8 リフォームを行う住宅が、夫婦以外の所有者となっている場合は対象となりますか。**

答 夫婦が所有者であることは要しませんが、夫婦のいずれかの住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

**問 9 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか？**

答 対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないことを確認してください。

**問 10 補助要件に「他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと」とありますが、具体的にどのような補助制度がありますか？**

答 下記の補助制度下記の補助制度（主な制度）との併用はできません。ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別、かつ工期が別である場合は併用可能です。

下記以外の補助制度については、別途ご相談ください。

- ・(町) 三種町住宅取得支援事業補助金
- ・(町) 三種町住宅リフォーム助成事業補助金
- ・(県) あきた安全安心住まい推進事業関係補助金
- ・(国) こどもみらい住宅支援事業
- ・(国) 地域型住宅グリーン事業
- ・(国) ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・(国) 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH 化等支援事業及び集合住宅の省 CO2 化促進事業）
- ・(国) こどもエコすまい支援事業
- ・(国) 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・(国) 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・(国) 次世代省エネ建材支援事業
- ・(国) 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・(国) 住宅エコリフォーム推進事業
- ・(国) 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・(国) 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・(国) 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業